

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	都市整備局企画部安心居住課（06-6208-9648） 福祉局高齢者施策部高齢施設課（06-6241-6536）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	居住安定援助賃貸住宅事業の認定事業者に対する改善命令
概要	居住安定援助賃貸住宅（居住サポート住宅）は、住戸の広さ、構造、設備等の一定の認定基準を満たし、日常生活を営むのに援助を必要とする住宅確保要配慮者に対し、居住支援法人等と賃貸人が連携して援助（安否確認、見守り、適切な福祉サービスへのつなぎ）を行う賃貸住宅で、法に基づいて認定された住宅です。 市長は、認定事業者が遵守すべき事項を行っていないと認められる場合、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる場合があります。
根拠法令等 及び条項	住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律 第55条
処分基準	・市長は、認定事業者が遵守すべき事項を行っていないと認められる場合、認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずる場合がある。 【認定事業者が遵守すべき内容】 ①認定事業者は、認定住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し居住安定援助を行う場合には、当該住宅確保要配慮者に対し、入居契約を締結するまでに、居住安定援助の内容及びその提供の対価その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項について、書面（その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。）を交付して説明する。 ②認定事業者は、計画の認定を受けた居住安定援助計画に従い、居住安定援助賃貸住宅事業を行う。 ③認定事業者は、国土交通省令・厚生労働省令で定めるところにより、居住安定援助に関する事項で国土交通省令・厚生労働省令で定めるものを記載した帳簿を備え付け、これを保存する。 ④その他国土交通省令・厚生労働省令で定める事項を遵守する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/fukushi/page/0000659439.html
備考	